

新たな地域内経済循環事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済消費が低迷している村内において、明日香応援券（以下、「応援券」という。）を全世帯に配布し、村民の生活支援及び村民による地域内消費を促進するとともに、村内事業者の安定的収益の向上を図り、村内での新たな地域内経済循環を創出することを目的とする。

(配布対象者)

第2条 この要綱の配布対象者は、令和2年10月31日現在で明日香村の住民基本台帳に記載されている世帯主をいう。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 応援券 第1条の目的を達成するために、村が発行するクーポン券をいう。

(2) 取引 応援券の対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。

(3) 特定事業者 村内において取引を行い、受け取った応援券の換金を請求することができる事業者として登録された者をいう。

(4) 共通券 全ての特定事業者との間における取引において使用することができる応援券をいう。

(5) 専用券 チェーン店・フランチャイズ店を除く特定事業者との間における取引において使用することができる応援券をいう。

(応援券の額面等)

第4条 応援券の額面は、共通券1,000円2枚綴りと専用券500円6枚綴りの合計5,000円とする。

2 応援券は、特定事業者との間における取引においてのみ使用することができる。

3 応援券は1名あたり500円以上の取引に限り使用できるものとし、1回の取引において、1名あたり1枚限り使用することができる。

4 応援券の釣銭は支払われない。

5 応援券は、次の各号に掲げる取引には使用できないものとする。

(1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）

(2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

(3) たばこの購入

(4) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払

い

(5) 現金との換金、金融機関への預け入れ

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い

(7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(8) 応援券の交換または売買

6 配布対象者及び特定事業者は、応援券の交換、譲渡及び売買を行うことはできない。

7 応援券は、配布された本人及び同一世帯の家族に限り使用することができる。

8 応援券を使用できる者は、応援券の署名欄に署名し、応援券を使用する。

9 応援券の使用期間は、令和2年12月1日から令和3年2月28日までとする。

10 配布後の応援券の紛失、盗難及び毀損の場合の再配布は行わない。

(特定事業者の登録等)

第5条 特定事業者として登録できる者は、村内に事業所を有し、応援券を適正に取り扱うものとする。

2 前項の規定に該当する者が特定事業者への登録をしようとするときは、明日香応援券取扱・特定事業者登録申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

3 前項の規定により登録した内容に変更が生じたとき、または、登録を抹消しようとするときは、村長に書面にてその旨を申し出なければならない。

4 村長は、審査の上、登録が完了した旨を、明日香応援券取扱・特定事業者登録証明書(様式第2号)及び応援券の使用可能を示す書類を特定事業者に郵送することにより通知するものとする。

5 特定事業者は前号の応援券の使用可能を示す書類を、応援券の取引において確認できる場所に掲出しなければならない。

(応援券の換金手続き)

第6条 村長は、応援券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その額面に相当する金額を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、取引において受け取った応援券を取りまとめ、明日香応援券換金請求書(様式第3号)に応援券を添え、村長に提出しなければならない。

3 換金の方法は、特定事業者が指定する預金口座に振り込む方法による。

4 偽りその他不正の手段により換金を受けた者がいるときは、村長は、その者に対して換金した金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(応援券による抽選)

第7条 村は、応援券の利用促進の取り組みとして、応援券の使用期間終了後、第6条第2項の規定により提出された応援券によって厳正な抽選を行い、当選者に賞品を付与する。

2 当選は1名あたり1回までとし、署名がない応援券は無効とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。